

島根大学教学マネジメント方針

(令和4年2月22日 役員会決定)

[令和4年5月24日 役員会一部改正]

島根大学は、学修者本位の教育を推進し、その教育目的を達成するため、「大学全体」「学部（学科）・研究科」「授業科目」の各レベルにおいて、体系的で組織的な教育を展開するとともに、その成果の点検・評価に基づき、教育・学修の質向上にむけた不断の改善に取り組む。また学修成果・教育成果の積極的な公表を通じて、社会に対する説明責任を果たしていく。学長のリーダーシップの下、こうした大学教育の責任ある管理運営を円滑に行うため、島根大学教学マネジメント方針を定める。

1. 島根大学における教学マネジメントの統括組織は、学長を最終責任者とする教育研究評議会とする（以下「評議会」）。
2. 評議会では、大学全体及び学部（学科）・研究科の教育研究活動（教育活動を中心として、研究活動に根ざした教育活動を含むもの）に関する自己点検・評価結果及び外部等からの評価結果等を検証・総括するとともに、対応措置（教育の質向上や課題の改善計画等）を決定する。
3. 教育に関する点検・評価及び改善を行うための機関として、教学マネジメント委員会（以下「委員会」）を位置づける。
4. 委員会では、① DP*¹、CP*²及びAP*³を通じた学修目標の具体化②授業科目、教育課程の編成・実施③学修成果・教育成果の把握・可視化・公表④FD・SDの高度化・実質化⑤教学IR体制の確立などに関する業務を行うとともに、各学部（学科）・研究科に共通する観点から教育成果の点検・評価を行い、その結果と分析に基づく対応措置を立案し評議会に提案する。
5. 委員会では、特に(1) DPが大学や学部（学科）・研究科の教育研究上の目的に則して定められているか(2) CPが大学や学部（学科）・研究科の教育研究上の目的やDPとの整合性をもって定められているか(3)学修成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっているか、について確認を行う。
6. 各学部（学科）・研究科の教育課程及び全学共通教育の質保証にかかる点検・評価（定期モニタリング）は、「島根大学アセスメントプラン」に基づき毎年度実施する。
7. 評議会における自己点検・評価結果は、ホームページに公表する。

*¹ DP：卒業認定・学位授与の方針

*² CP：教育課程編成・実施の方針

*³ AP：入学者受入れの方針